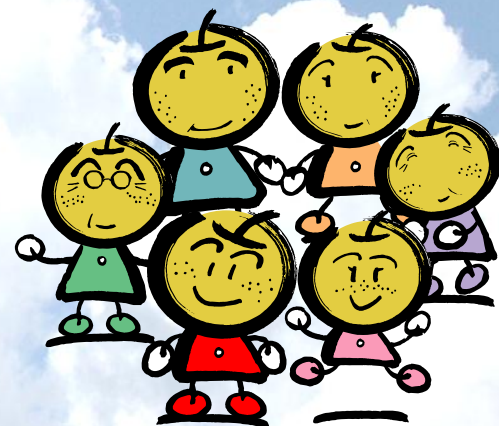


平成26年7月30日(水)

白井市市民参加条例について

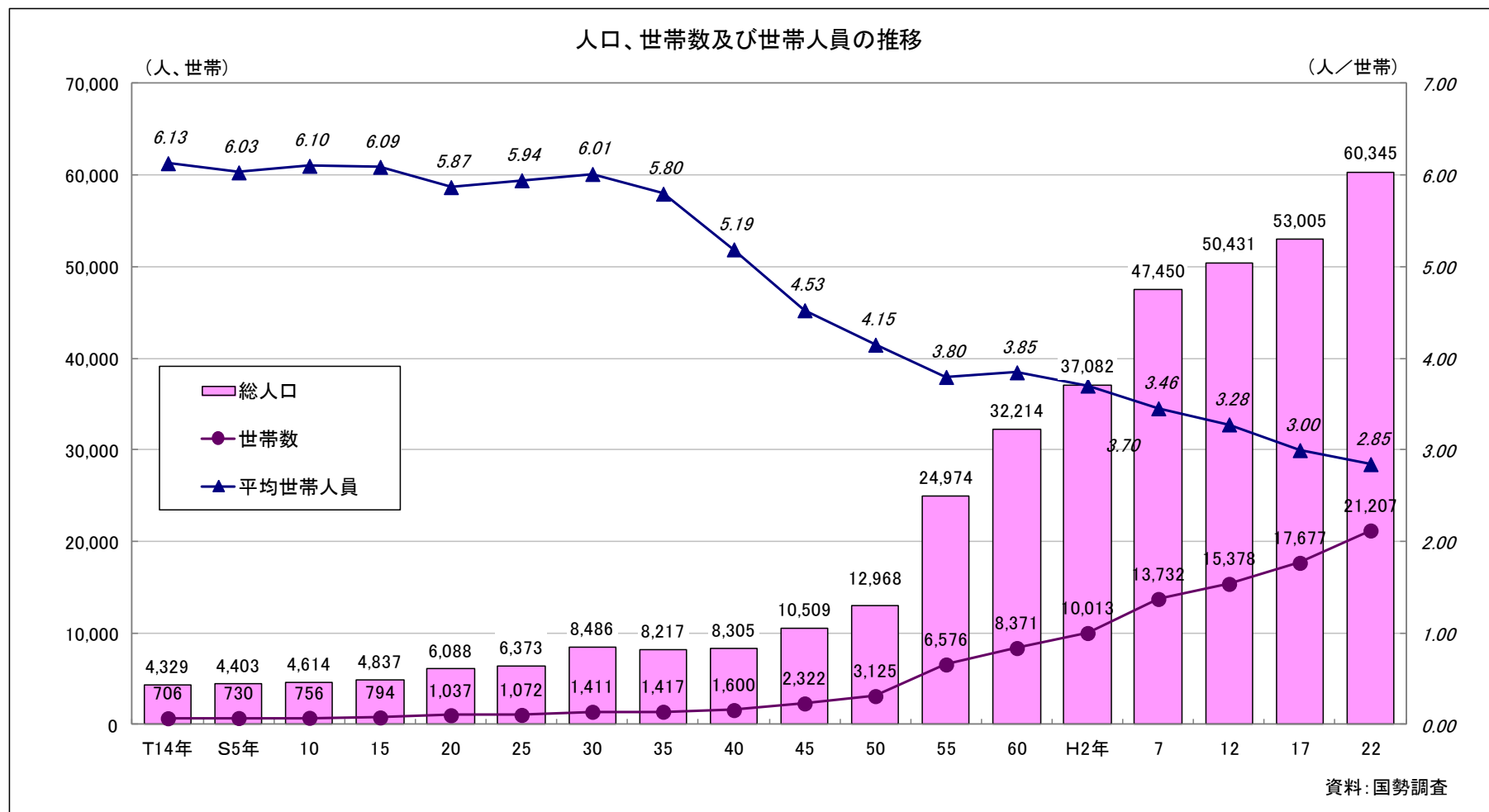
白井市役所 市民経済部
市民活動支援課



1. 条例制定の背景

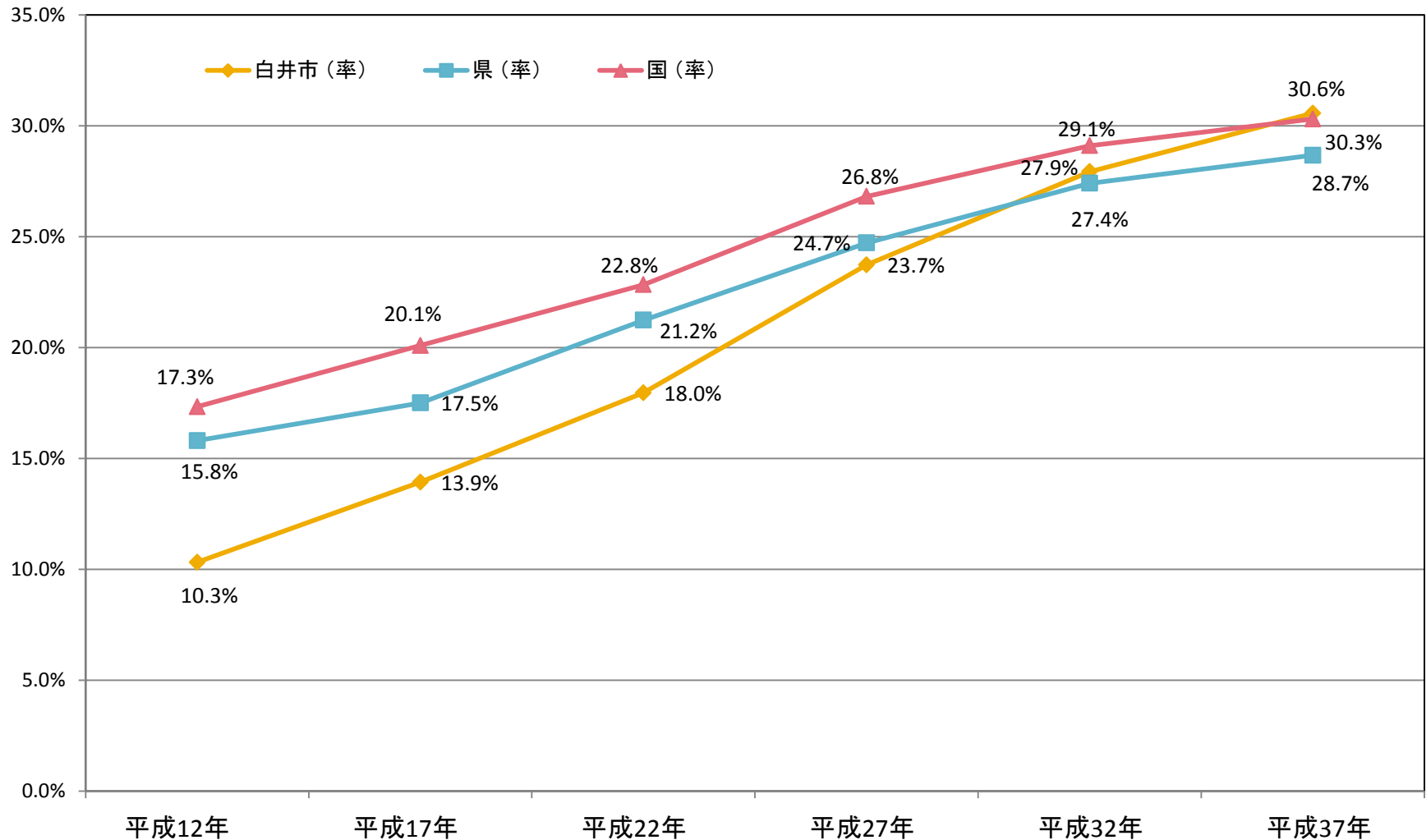
これまでの人口・世帯数（総人口・世帯）

- 市の人口は昭和54年の千葉N T街開き以降に急増しています。
- 平成22年では人口約6万人、世帯数約2万1千世帯です。



高齢化率の推移と比較

高齢化率の推移と比較



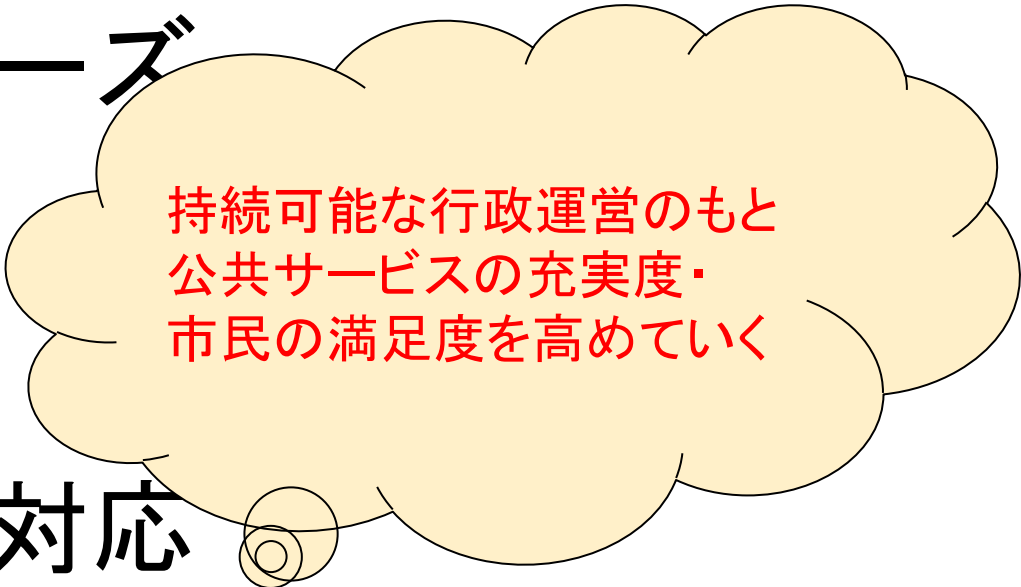
※平成22年までは国勢調査結果、平成27年以降は推計値。

市：第4次総合計画後期基本計画推計／県：千葉県ホームページ(中位推計)

国：国立社会保障・人口問題研究所(平成24年1月推計・中位推計)

市民参加・協働の取り組み背景

- 急激な高齢化
- 多様な市民ニーズ
- 財政の硬直化
- 職員数の減少
- 地方分権への対応



持続可能な行政運営のもと
公共サービスの充実度・
市民の満足度を高めていく

■ 市民自治のまちづくりの構築

白井市のまちづくりの将来像は

「市民と築く安心で健康なまち しろい」



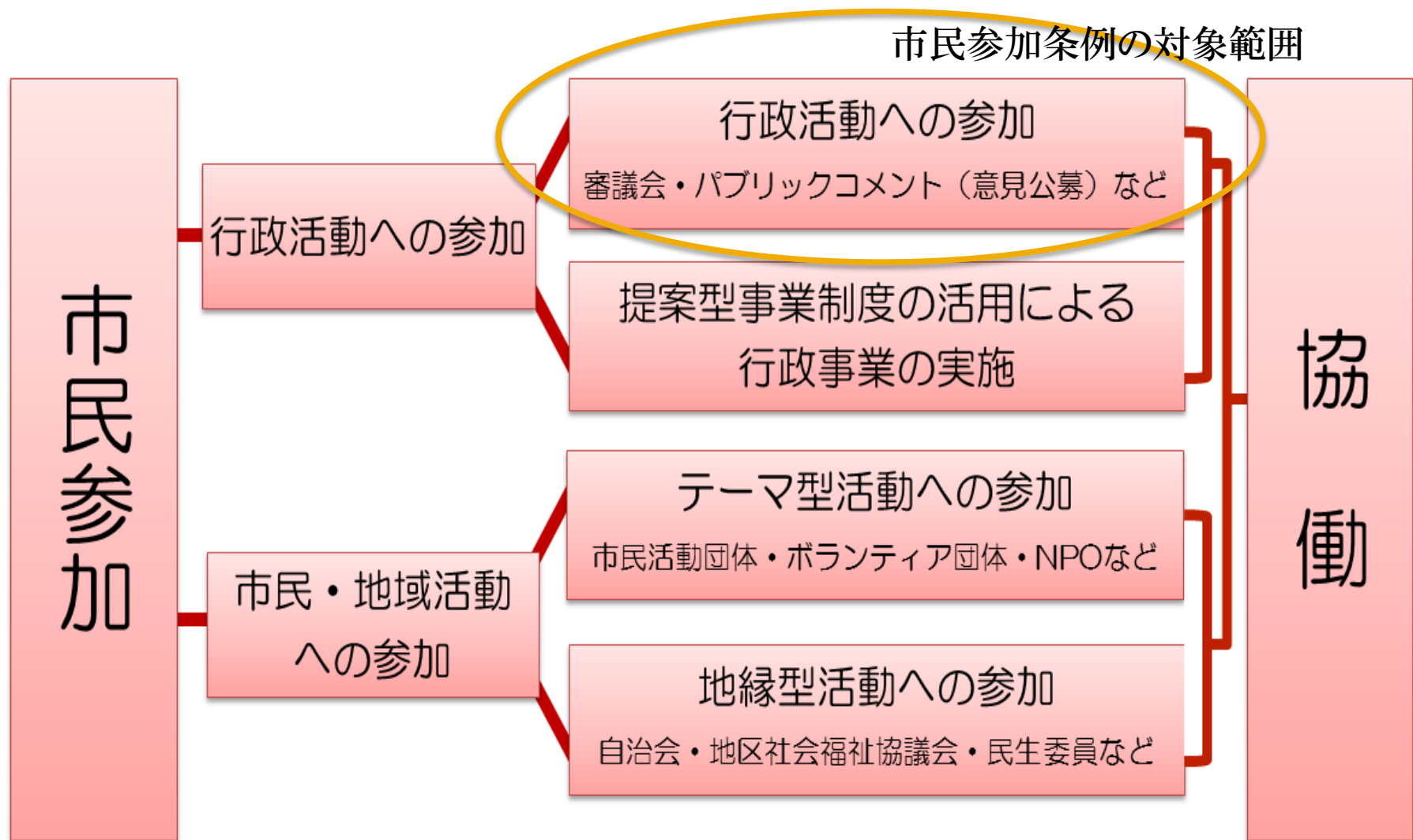
**市民の積極的な参加・関与が不可欠であり、
市民と市との協働を進めることが重要**

市民参加を進めるための市民参加条例

将来像を実現し、より良いまちづくりを推進するために、市民の意見を聴きながら、市民と市が連携・協働していく必要がある。

そのためには、市民一人ひとりの創造性、知識、経験等をまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行うため**市民参加条例**を制定した。

市民参加と協働の類型



千葉県内の市民参加条例等状況

白井市が千葉県では一番最初に施行

1. 白井市 → 平成16年6月29日
2. 浦安市 → 平成16年10月1日
3. 佐倉市 → 平成19年 1月1日
4. 四街道市 → 平成19年 4月1日
5. 千葉市 → 平成20年 4月1日
6. 印西市 → 平成20年 8月1日
7. 流山市 → 平成24年10月1日

2. 市民参加条例の内容

白井市市民参加条例の内容

市民参加についての基本的な事項と
市政運営に市民意見を反映するための手続き

条例は前文と第1章から第4章までの28条

- ・ 第1章 第1条から第5条までは総則
- ・ 第2章 第6条から第24条までは市民参加の方法
- ・ 第3章 第25条は推進体制 **市民参加推進会議**
- ・ 第4章 雑則 第26条公聴活動 第27条市民活動支援

市民参加条例の内容(前文)

※白井市で他に前文のある条例はない。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

※一般的な地方自治体の役割

白井市では、まちづくりを進めて行く上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

※本市における市政運営への市民参加の必要性

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

※条例の制定理念

策定にあたった市民たちの強い要望により前文を置いた

第1章 総則①

用語の定義（第2条）

- 市 民・・・市内に在住、在勤、在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体（利害関係者）など
- 市民参加・・・市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させると共に、市民と市の連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること
- 連携・協働・・・市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力すること
- 実施機関・・・市長、教育委員会、水道事業

選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会などは、対象事業・計画がないため、除外している。

第1章 総則②

基本原則(第3条)

■市と市民との情報の共有化

■参加機会をすべての市民に平等に保障

第1章 総則③

市の責務(第4条)

- 行政活動に関する情報の積極的な提供に努める
- 市民参加の機会の積極的な提供に努める
- 市民の意向を把握し、施策へ反映させるよう努める
- 市職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動ができるよう研修会などの必要な方策に努める
- 市民参加の持続的な発展に向け創意工夫に努める

第1章 総則④

市民の責務(第5条)

- 自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める
- 市全体の利益を考えることを基本として参加に努める
- 市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努める

第1章 総則⑤

市と市民の関係

市の責務（第4条）

- ※行政活動に関する情報の積極的な提供に努める。
- ※市民参加の機会の積極的な提供に努める。
- ※市民の意向を把握し、施策へ反映させるよう努める。
- ※市職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動ができるよう研修会などの必要な方策に努める。
- ※市民参加の持続的な発展に向け、創意工夫に努める。

連携・協働

基本原則（第3条）
情報の共有・
参加機会を補償

市民の責務（第5条）

- ※市民参加によるまちづくりの推進のため、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める。
- ※自治体の利益を考えての参加に努める。
- ※市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努める。

第2章 市民参加の方法 通則①

市民参加の対象(第6条)

- 基本構想、基本計画、個別計画の制定又は変更
- 基本理念を定める条例の制定又は改廃
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- 市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- 公共の用に供される大規模な施設の基本計画などの策定又は変更

第2章 市民参加の方法 通則②

市民参加の手法(第7条)

必要性と効率性

- 審議会などの設置……………(第10条)
- パブリック・コメントの募集……………(第14条)
- アンケート調査の実施……………(第17条)
- 意見交換会の開催……………(第18条)
- ワークショップの開催……………(第21条)
- 住民投票の実施……………(第23条)
- その他の方法……………(第24条)

第2章 市民参加の方法 通則③

意見の取扱い(第8条)

■市民参加によって得た意見は、原則公表

①市民の意見の内容(わかりやすく公表)

②それに対する市の検討結果とその理由

意見の公表方法(第9条)

■公表方法は、以下のとおり

①情報公開コーナー ②広報しろい

③市ホームページ ④その他の方法

第2章 市民参加の方法(審議会等)

方法	内容
第2節 審議会等 審議会等の設置(第10条) 審議会等の委員(第11条) 会議の公開等(第12条) 会議録の作成及び公表 (第13条)	専門的な検討が必要な場合に設置 市民公募枠を設けるよう努める。 会議は、原則公開 傍聴者に対し、原則会議資料を配布 応募者の選考基準を設け、公表 会議の開催日時・開催場所などを事前に公表 会議録及び会議資料を公表
補助金等見直し適正化事業(白井市補助金評価委員会) 市民参加事業推進事業(市民参加推進会議) ごみの資源化推進事業(廃棄物減量等推進審議会)	

第2章 市民参加の方法

(パブリックコメント(意見公募))

方法	内容
第3節 パブリックコメント パブリックコメントの募集 (第14条) 公表事項(第15条) パブリックコメントの提出 方法等(第16条)	策定しようとする政策などに対して市民の意見を反映させることが必要な場合などに行う。 - 策定しようとする政策などの趣旨、内容、提出方法・期間などを事前に公表。 2週間以上の提出期間を設ける。 - 提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表
次世代育成支援地域行動計画推進事業 環境基本計画推進事業 国民保護計画推進事業	

第2章 市民参加の方法（アンケート）

方法	内容
第4節 アンケート調査 アンケート調査の実施等 （第17条）	計画策定などにおいて広く市民の意識、意向を把握する必要がある場合に行います。 ・ アンケート調査の目的を事前に公表 ・ アンケート調査の結果を公表
産業振興条例策定事業 バス交通推進事業（利用者アンケート）	

第2章 市民参加の方法（意見交換会）

方法	内容
第5節 意見交換会 意見交換会の開催（第18条） 開催日等の事前公表（第19条） 開催記録の作成及び公表 （第20条）	行政活動の趣旨、目的、内容などの説明を通じ、それに対する市民の意見を収集する必要がある場合などに行う。 ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表
地域福祉計画策定推進事業 中小企業活性化支援事業 懇談会開催事業（タウンミーティング）	

第2章 市民参加の方法（ワークショップ）

方法	内容
第6節 ワークショップ ワークショップの開催 （第21条） 開催日等の事前公表並びに開催 記録の作成及び公表（第22条）	複数の市民が創造性を発揮し、具体的な作業を通じて一定の合意形成を図る必要がある場合などに行います。 ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表
障害福祉サービス事業 地域福祉計画策定推進事業	

第2章 市民参加の方法（住民投票）

方法	内容
第7節 住民投票 住民投票の実施（第23条）	市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要がある場合に行います。 実施にあたっては、 ・ 住民投票に付すべき事項 ・ 投票の期日 ・ 投票資格者 ・ 投票の方法 ・ 投票結果の公表 などを別に条例で定めます。
白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票 （平成16年7月11日実施）	

第2章 市民参加の方法（その他の方法）

方法	内容
第8節 その他の方法 その他の市民参加の方法の設定 （第24条）	上記以外により効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、それを行います。

第3章 推進体制 市民参加推進会議①

市民参加推進会議(第25条)

- ・市民参加の実施状況に対する総合的評価
- ・市民参加の方法の研究及び改善
- ・この条例の見直しに関する事項
- ・このほか、市民参加の推進に関する事項

など

第3章 推進体制 市民参加推進会議②

【体制】 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関

委員 10名 非常勤特別職

事務局 市民活動支援課

【報酬等】 非常勤特別職会長 7,300円 委員6,600円（日額）

【委員構成】 10名以内

■識見を有する者：2名 大学准教授/前期委員

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

国際交流/ふるさとガイド/環境

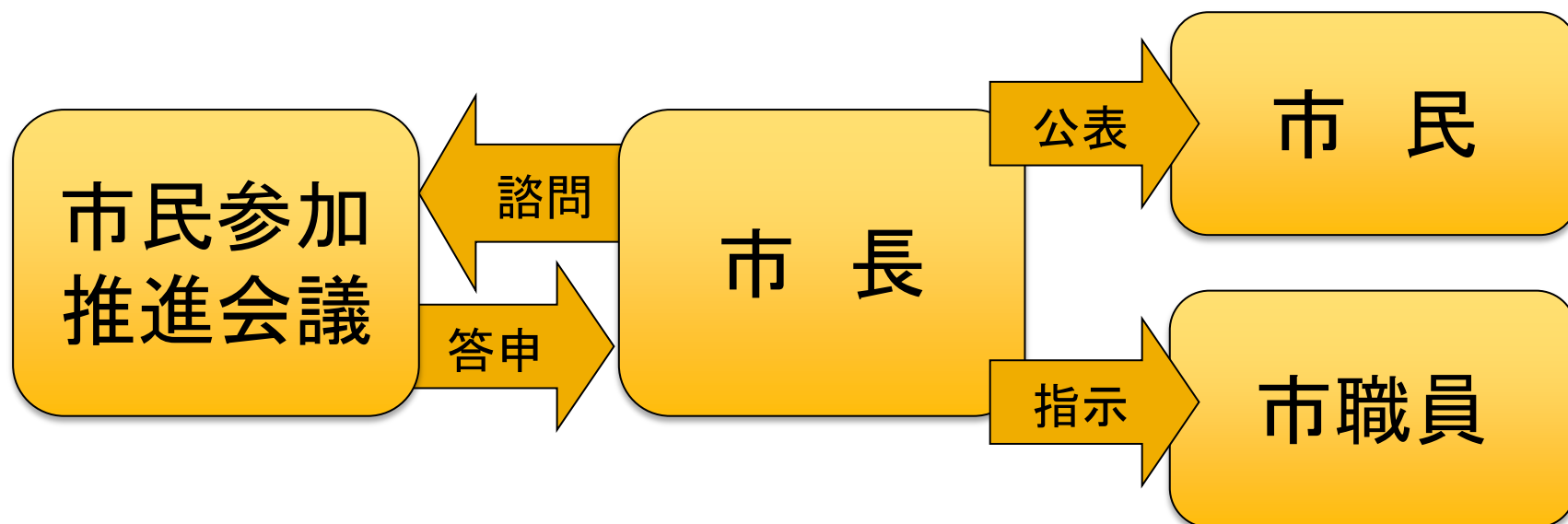
■市民：5名 一般市民の視点からの意見を期待

【任期】 1期3年 1回に限り再任が可能。現在4期目

第3章 推進体制 市民参加推進会議③

答申の取扱い

地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置



第3章 推進体制 市民参加推進会議④

9年間の条例該当事業と評価

総合的評価実施数 50事業（P.10）

平成17年度評価	3事業
平成18年度評価	7事業
平成19年度評価	4事業
平成20年度評価	3事業
平成21年度評価	5事業
平成22年度評価	7事業
平成23年度評価	4事業
平成24年度評価	9事業
平成25年度評価	8事業

第3章 推進体制 市民参加推進会議⑤

答申に基づく指示と改善

	提言内容	取り組み・実績
総合的評価からみた課題	市として情報提供のあり方について整理し、統一理解のもとで提供することが望ましい。	情報提供施策の推進に関する基本方針を制定 【平成24年度】
	若年層や働き盛り世代に情報を発信するときには、広報しろいと併せてホームページにより情報を補完的に発信すべきである。	従来別々の担当業務であった、広報しろい作成業務とホームページの管理業務を統合し、秘書広報課が一元的に行う。 【平成24年度】
	「どうしたら」情報がわかりやすく伝わるか意識する。	広報しろいについて市民アンケートを実施 【平成24年度】
運用上の課題	市政に参加する市民の顔ぶれが同じで参加する市民の実数が少ない。 様々な世代や職業、性別の市民が市政に対し市民参加できるよう住民基本台帳からの無作為抽出された市民が市民参加を行うなどの研究が必要。	平成23年10月29日に実施した事業仕分けにおいて、市民感覚を採り入れるために、住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となり、事業仕分けを実施。今年度も実施を予定。【平成23年度・平成24年度】
	広報などで表記を行うときは、「パブリックコメント（意見公募）」と日本語を併記して下さい。	広報しろい（平成24年1月15日号）、市ホームページ（平成23年11月）から日本語を併記 【平成23年度】

第4章 雑則

広聴活動(第26条)

懇談会・市長の手紙などによる広聴活動を継続的に実施

市民活動の支援(第27条)

市民活動を支援 * 市民参加・協働のまちづくりプラン

規則への委任(第28条)

3. 市民参加条例施行後の課題

白井市第4次総合計画後期基本計画 における市民参加等の実績

(平成21年度～平成26年度) 234事業中

	事業数	割合
審議会等の設置	90	38.5%
パブリック・コメント	8	3.4%
アンケート調査	11	4.7%
意見交換会	4	0.9%
ワークショップ	2	1.7%
その他	2	0.9%
市民参加を実施した事業	<u>117</u>	<u>44.0%</u>

審議会の公募・女性委員の数

年 度	審議会数	委員数	女性委員数 (委員に占める割合)	公募委員数 (委員に占める割合)	うち女性公募委員 (<u>公募</u> に占める割合)
平成 24 年度	53 機関	553 人	154 人 (27.9%)	103 人 (18.6%)	31 人 (30.1%)
平成 23 年度	54 機関	563 人	155 人 (27.5%)	106 人 (18.8%)	30 人 (28.3%)
平成 22 年度	51 機関	636 人	160 人 (25.1%)	92 人 (14.5%)	32 人 (34.8%)
平成 21 年度	52 機関	589 人	152 人 (25.8%)	80 人 (13.6%)	27 人 (33.8%)
平成 20 年度	52 機関	558 人	146 人 (26.2%)	88 人 (15.8%)	17 人 (19.3%)
平成 19 年度	55 機関	624 人	155 人 (24.8%)	92 人 (14.7%)	24 人 (26.1%)
平成 18 年度	55 機関	602 人	145 人 (24.0%)	102 人 (16.9%)	26 人 (25.5%)

※今年度は、全ての審議会の委員構成について調査を予定

市民参加条例の課題・問題点

今までの市民参加推進会議の答申では

(市の市民参加の問題点)

- 市民がうまく、市の情報入手できていない。
- 市から発信される情報が、うまく市民参加に活用されていない。
- 働き盛り世代や若年層の市民参加に関する関心や参加状況が少ない。
- 行政に参加する市民の顔ぶれが同じ。市民活動に参加する市民の割合も低い。

(市民参加条例の問題点)

- 対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い。
- 市民参加を行うことが目的化し丁寧な市民参加が行われていない
- 女性の参加が少ない。参加する市民の世代や地域に偏りがあり、参加する市民の顔ぶれが同じであるなどの課題が指摘
→新たな市民参加の方法の研究(住民基本台帳からの無作為抽出・市民討議会)
- 他市町村の市民参加条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない。
- 条例の定義を明確化。「大規模施設」「市民生活に何らかの影響を与える施設」